

最高裁秘書第3060号

令和元年6月7日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月6日付け（同月8日受付，最高裁秘書第2402号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成15年12月22日付け最高裁人調A第2号人事局長通知「懲戒処分公表指針について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁人調A第2号

(人い-9)

平成15年12月22日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 山崎 敏 充

懲戒処分の公表指針について（通知）

この度、各庁が懲戒処分の公表を行うに当たっての参考に供することを目的として、下記のとおり懲戒処分の公表指針を作成しました。各庁においては、本指針を踏まえて、懲戒処分の適正な公表に努めてください。

記

1 基本方針

各庁においては、裁判所に対する国民の信頼を確保し、職員の服務規律に対する一層の自覚を促すため、懲戒処分を行った場合には、事案の性質や内容、社会的影響、被処分者の職責や関係者のプライバシー保護の必要性等を総合的に考慮し、原則として、以下に定めるところにより、適時適切に公表するものとする。

2 公表対象

次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表する。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分

3 公表内容

事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属

性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表する。

4 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等2及び3によることが適当でない認められる場合は、2及び3にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えない。

5 公表時期

懲戒処分が行われた後、速やかに公表する。ただし、軽微な事案については、一定期間ごと一括して公表することも差し支えない。

6 公表方法

公表は、被処分者の所属庁において行うことを原則とし、記者クラブ等への資料の提供その他、各庁の実情に応じた適宜の方法による。